

意見案第2号

別居・離婚後の親子の面会交流についての法整備を求める意見書

厚生労働省の人口動態統計によれば、我が国では、平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子どもがいる夫婦である。

現在の法制度のもとにおいては、夫婦の離婚に際して、未成年の子どもがいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を定める単独親権制度を採用しており、親権の決定に当たっては監護の継続性を重視し、現にどちらの親が監護をしているかが基準の一つとなっている。

このことから、離婚に伴う子どもの親権取得を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親が相手の同意を得ずに子どもを連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなどして、親子の交流が一方向的に断たれる事例もある。

離婚後も親権の有無にかかわらず両親がお互いに子育てに関わり、養育をしていくためには、先進国で行われている共同親権制度について広く国民に周知し意見を求め、導入の検討を行うことが必要である。

また、その際には、別居・離婚が虐待やDVを原因とする場合や、そもそも家族という高度に私的な関係にどこまで司法が介入すべきかといった根本的な課題にも十分留意するとともに、「子どもにとって最善の利益は何か」という観点に立ち、夫婦が別居・離婚した場合でも、子どもと双方の親との面会交流が適切に実施されるよう支援することが、子どもの健やかな成長と未来に資するために非常に重要である。

よって、国においては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、子どもの人権や利益を最優先した上で、別居・離婚後も子どもが双方の親から愛情と養育を受け続けることができる環境を実現するため、養育費の支払いや面会交流などの共同養育に係る支援体制を強化するとともに、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊